

調剤報酬点数表における後発医薬品調剤体制加算をはじめとする 診療報酬上の加算等の算定対象となる後発医薬品

- 下記薬剤は後発医薬品の数量シェア(置換え率)の計算に含まれます。

出典:厚労省ホームページ 薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する
情報について(令和7年4月1日適用)の5.その他(各先発医薬品の
後発医薬品の有無に関する情報)において「3」と示される製品
https://www.mhlw.go.jp/topics/2025/04/dl/tp20250401-01_05.pdf



- 後発医薬品の数量シェア(置換え率)の詳細については3ページをご参照ください。

製品名		
ステロイド外用薬	Strongest	クロバタゾールプロピオン酸エステル軟膏 0.05%「イワキ」
		クロバタゾールプロピオン酸エステル軟膏 0.05 %「MYK」
		クロバタゾールプロピオン酸エステルクリーム 0.05 %「MYK」
		クロバタゾールプロピオン酸エステルローション 0.05 %「MYK」
	Very Strong	デルモゾール DP 軟膏 0.064%
		デルモゾール DP クリーム 0.064%
		デルモゾール DP ローション 0.064%
	Strong	バタメタゾン吉草酸エステル軟膏 0.12%「イワキ」
		バタメタゾン吉草酸エステルローション 0.12%「イワキ」
	Medium	デキサメタゾン軟膏 0.1%「イワキ」
		デキサメタゾンクリーム 0.1%「イワキ」
		デキサメタゾンローション 0.1%「イワキ」
抗真菌外用薬	クロトリマゾールクリーム 1%「イワキ」	
	ケトコナゾールクリーム 2%「イワキ」	
	テルビナフィン塩酸塩クリーム 1%「イワキ」	
	テルビナフィン塩酸塩外用液 1%「イワキ」	
	ビホナゾールクリーム 1%「イワキ」	
	ビホナゾール外用液 1%「イワキ」	
	ルリコナゾール軟膏 1%「イワキ」	
	ルリコナゾールクリーム 1%「イワキ」	

製品名	
その他の外用薬	亜鉛華(10%)単軟膏「コザカイ・M」
	アダパレンゲル 0.1%「イワキ」
	クリンダマイシンリン酸エステルゲル 1%「イワキ」
	セチルピリジニウム塩化物トローチ 2mg「イワキ」
	タクロリムス軟膏 0.1%「イワキ」
	ビダラビン軟膏 3%「イワキ」
	ポビドンヨード外用液 10%「イワキ」
	ポビドンヨードゲル 10%「イワキ」
	ネオヨジンシュガーパスタ軟膏
	マキサカルシトール軟膏 25 μ g/g「イワキ」
内用薬	エピナスチン塩酸塩錠 10mg「イワキ」
	エピナスチン塩酸塩錠 20mg「イワキ」
	セチリジン塩酸塩錠 5mg「イワキ」
	セチリジン塩酸塩錠 10mg「イワキ」
	テルビナフィン錠 125mg「イワキ」
	バラシクロビル錠 500mg「イワキ」
	ピコスルファートナトリウム内用液 0.75%「イワキ」
	ピリドキサル錠 10mg「イセイ」
	レボセチリジン塩酸塩錠 5mg「JG」
	レボフロキサシン錠 250mg「イワキ」
	レボフロキサシン錠 500mg「イワキ」

(参考)各先発医薬品における後発医薬品の有無及び後発医薬品について

引用:厚労省ホームページ 薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について

(令和7年4月1日適用)の5. その他(各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/2025/04/tp20250401-01.html>



1:後発医薬品がない先発医薬品

(後発医薬品の上市前の先発医薬品等)

2:後発医薬品がある先発医薬品

(先発医薬品と後発医薬品で剤形や規格が同一でない場合等を含みます。ただし、全ての後発医薬品が経過措置として使用期限を定められている場合を除きます。

後発医薬品と同額又は薬価が低いものについては、「☆」印を付しています。)

3:後発医薬品

(先発医薬品と同額又は薬価が高いものについては、「★」印を付しています。)

※昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品及び令和6年度薬価基準改定において、同一成分及び同一剤形区分の品目が全て「基礎的医薬品」の対象となった成分については、「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」は空欄となっています。

後発医薬品の数量シェア(置換え率)計算の指標

	昭和42年以降に承認					昭和42年以前に承認		基礎的医薬品	その他			
	先発医薬品			後発医薬品		準先発品	その他		経腸栄養剤	特殊ミルク	生薬	漢方
	後発なし(1)	後発あり(2)	価格が後発以下(☆)	通常(3)	価格が先発以上(★)							
分子				○								
分母		○		○								

()には上記の区分を示す

カットオフ値計算の指標

	昭和42年以降に承認					昭和42年以前に承認		基礎的医薬品	その他			
	先発医薬品			後発医薬品		準先発品	その他		経腸栄養剤	特殊ミルク	生薬	漢方
	後発なし(1)	後発あり(2)	価格が後発以下(☆)	通常(3)	価格が先発以上(★)							
分子		○		○								
分母	○	○	○	○	○	○	○	○				

()には上記の区分を示す

* 後発医薬品調剤体制加算等の加算取得要件の1つにカットオフ値50%以上が必要

各指標の表は中医協 総-4-1 3.12.8 を基に作成

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000863578.pdf>

以上